

平成30年度（平成29年分）給与支払報告書の提出について

平成30年度（平成29年分）提出分の給与支払報告書については、マイナンバー制度の施行に伴い法人番号及び個人番号の記載が必要となるため、様式が大幅に変更されました。

給与支払報告書の様式が変更になりました！！

A5サイズへ変更

《主な変更点》

- (1) 用紙がA6サイズからA5サイズへ
- (2) 法人番号及び個人番号の記載欄の追加
- (3) 扶養親族（氏名・フリガナ）記載欄の追加
・非居住者は区分欄に「○」をつけます。

○給与支払報告書の提出はお早めをお願いします。

平成29年中に給与・賃金等（役員、パート、アルバイト、専従者給与も含まれます。）の支払いがある事業主の方は、受給者が平成30年1月1日（平成29年中の退職者は退職した日）に居住する市町村に、**新様式（A5サイズ）の給与支払報告書にマイナンバーを記載して提出してください。**

※旧様式での提出がないようご注意ください。

石垣市への提出は**平成30年1月26日（金）**までをお願いします。

《提出書類》

- ① 給与支払報告書（総括表）
- ② 給与支払報告書（個人別明細書）
- ③ 普通徴収仕切紙
- ④ 給与支払報告書提出チェック表

【お問い合わせ】 税務課市民税係 ☎0980-83-1133

石垣税務署からのお知らせ

【問い合わせ先】 石垣税務署 ☎0980-82-3074

法定調書の提出について！！

平成29年分の「給与所得の源泉徴収票等」（以下「法定調書という」）及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表という」）の提出期限は、**平成30年1月31日（木）**となっております。

なお、税務署から合計表が送付されている方で、**提出すべき法定調書がない場合には、合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記載の上、提出をお願いいたします。**

作成に当たっては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考にしてください。

給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の作成・提出はeLTAXが便利です！

給与・公的年金等の支払をする事業者の方は、支払報告書を市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、平成29年1月以降、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用すれば、支払報告書と源泉徴収票を一括作成し、送信することで、支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は税務署に提出することが可能となりました（「電子的提出の一元化」といいます。）。

※ご利用に当たっては、e-Taxの利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要です。

確定申告相談受付のお知らせ

- 平成29年分の所得税等の確定申告について、
- 申告相談会場は、**2月16日から開設します。**
- ●平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の提出の代わりに「**医療費控除の明細書**」の添付が必要となりました。事前に明細書を作成した上でご来場いただくとスムーズに申告書を作成することができます。
- ※明細書は国税庁ホームページからダウンロードできます。
- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
- ●確定申告書提出の際は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの提出が必要になります。



所得税等の確定申告に関するご相談は電話相談センターをご利用ください

1月以降、税務署に電話をいただきますと自動音声ガイダンスによりご案内しますので「0（ゼロ）」番を選択してください。